



## 自転車は クルマの なかま

### 交通ルールを守って誰もが安全に

交通事故の多くは、交通ルールを守ることによって防ぐことができます。交通ルールを正しく理解し、これからも誰もが安心して行き交える、事故のない安全な街をつくっていきましょう。

【問合せ】生活安全課交通安全係 ☎内線489

## 自転車安全利用五則

区内では、自転車に関わる事故が多く発生しています。自転車は車両の一種です。原則として車道の左側を通行し、歩道を走るときは歩行者に最大限の配慮をしましょう。

1

自転車は車道が原則、歩道は例外

2

車道を通るときは、車道の左側を通行

3

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4

安全ルールを守る  
▶二人乗り運転禁止  
▶並進走行禁止 等

5

子どもはヘルメットを着用

※自動車やバイクを利用するときも、違法駐車をしな、自転車を追いつくときには十分に間隔を取る等、お互いに思いやりを持ちましょう

## ▶23区で一番交通事故の少ない街・あらかわ

また、電動キックボード等の新しい乗り物の登場により、今後もさらなる交通環境の変化が予想されますが、これからは区民の交通利便性と事故防止の両立を図って参ります。

交通事故はいつ誰の周りで起こるか分かりません。今後も、区民の皆様、警察署、区が一体となって、交通事故を一件でも減らすべく、ともに歩みを進めていきます。

一方、自転車や高齢者が関与する交通事故の割合が高いという当区ならではの課題は依然として残っております。区では、こうした課題に対応すべく、交通安全教育や交通ルールの周知・啓発、危険な交差点における安全対策、青色パトローラーによる注意喚起等に力を入れて取り組んでおります。

これは、区民の皆様の安全意識の高さのもと、日ごろから交通事故防止のための活動にご協力を頂いております。町会・自治会や交通安全協会をはじめとする地域の皆様と、警察署、そして区が一体となり、日々努力を重ねてきた成果にはなりません。

荒川区内で昨年に発生した交通事故の件数は292件で、過去最少だった令和2年の309件をさらに下回りました。令和元年から引き続き23区で最も少ない件数となる等、荒川区は極めて交通事故の少ない安全な街です。



荒川区長  
にしかわ たいちろう  
西川 太一郎